

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	限度額適用の認定及び認定証の交付(70歳未満)	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行令	
根 拠 条 項	第29条の4第1項第1号又は第2号	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>限度額適用認定の申請・認定証の交付 国民健康保険法施行規則 第27条の14の2</p> <p>1 令第29条の4第1項第1号又は第2号の規定による保険者の認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2号及び第3号に掲げる事項を証する書類(第2号に掲げる事項のうち令第29条の3第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、第3号に掲げる事項を証する書類)を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 世帯主又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日 (2) 令第29条の3第1項第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は第3項第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号に掲げる場合のいずれかに該当している旨 (3) 世帯主が保険料を滞納していない旨(次項ただし書に掲げる場合を除く。) (4) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 保険者は、前項の認定の申請があった場合において、同項各号に掲げる事項を確認できたときは、認定を行うものとする。ただし、同項第3号に掲げる事項が確認できない場合であっても、第5条の8第1項に定める特別の事情があると認められる場合又は保険者が適当と認める場合は、認定を行うものとする。この場合における特別の事情に関する届出に係る届書については、第5条の8第3項の規定を準用する。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成27年1月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

基準

《限度額適用・標準負担額減額認定証の交付》 所得区分「オ」該当者
 3 第1項の申請に基づき、認定を行ったときは、保険者は様式第1号の8による限度額適用認定証を認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主に有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、保険者が当該認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

適用区分の認定 国民健康保険法施行令 第29条の3

【適用区分：ウ】

(1) 次号から第5号までに掲げる場合以外の場合

【適用区分：ア】

(2) その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあった月の属する年の前年（当該療養のあった月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の基準所得額（1）を合算した額が901万円を超える場合

【適用区分：イ】

(3) その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあった月の属する年の前年（当該療養のあった月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の基準所得額（1）を合算した額が600万円を超え901万円以下の場合

【適用区分：エ】

(4) その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあった月の属する年の前年（当該療養のあった月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の基準所得額（1）を合算した額が210万円以下の場合

【適用区分：オ】

(5) イ（2）に定める者の全てについて療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月から7月までの場合は前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される場合。（これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。第4項第3号において「市町村民税世帯非課税の場合」という。）

(1) 基準所得 国民健康保険法施行令第29条の3第2項
 2 前項第2号から第4号までの基準所得は、第29条の7第2項第4号に規定する基礎控除後の総所得金額等の例（その算定の際第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等又は同項に規定する特例対象被保険者等でなくなった日以降の最初の7月31日までの間にある被保険者の総所得金額に所得税法第27条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第29条の4の3第2項におて同じ。）により算定するものとする。

(2)

イ 被保険者が市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合 当該被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する当該市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

【自己負担限度額】国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号

区分	基準所得(1)	3回目まで	多数回該当
ア	901万円超	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	
オ	市民税 世帯非課税	35,400円	24,600円